

「報告書（船員保険制度の見直しについて）」
船員保険事業運営懇談会（平成 18 年 12 月 21 日）（抜粋）

第 1 船員保険制度改正の背景

船員保険制度は、一つの制度で船員の生活上必要な保障を行う総合的な社会保険制度として、昭和 15 年の施行以来、船員労働の特殊性を踏まえた給付を行い、船員及びその家族の生活の安定と福祉の向上に大きく寄与してきた。しかしながら、被保険者数の減少が続くなど、船員保険制度を取り巻く環境は大きく変化している。また、船員保険の管掌主体である政府において、船員保険特別会計の見直しや船員保険事業を運営する社会保険庁の組織改革が進められていることから、制度の抜本的な見直しが必要な状況となっている。

第 2 船員保険制度改正の基本的な方向性

1 労災保険及び雇用保険への統合

- 船員保険制度の改正に当たっては、船員保険の職務上年金部門の構造的な財政問題を、被保険者が減少傾向にある船員保険の中だけで解決することは必ずしも容易ではないこと等を踏まえ、保険財政及び保険運営の長期安定性の確保の観点から検討する必要がある。
- 具体的には、
 - (1) 船員保険の職務上疾病・年金部門については、労災保険に相当する部分を労災保険制度に統合する、
 - (2) 船員保険の失業部門については、雇用保険制度に統合する、
 - (3) 船員保険の上記(1)及び(2)以外の部分については、国以外の公法人において実施する、ことを基本とすべきである。

2 移換金等の支払

- 船舶所有者はこれまで船員保険の財政方式に則り必要な拠出を行ってきたところであるが、船員保険の職務上年金部門を労災保険に統合することに伴い、船員保険と労災保険の財政方式の違いにより、統合前に支給事由の生じた受給者に係る将来の年金給付に要する資金（移換金）が約 2,100 億円必要となる。このため、これまで積み立てられた約 700 億円を統合時に移換した後も、差額の約 1,400 億円を将来的に解消する必要がある（平成 21 年度末時点の見込

み)。

この差額（以下「積立金差額」という。）については、基本的には労災保険料率の中で船舶所有者において償却する必要があるが、船舶所有者が今後の負担に耐えられる水準になるよう、ある程度の長い償却期間を設定すべきである。あわせて、船員保険の他部門の積立金のうち船舶所有者の拠出に係る部分を活用し、可能な限り積立金差額を圧縮する必要がある。

4 福祉事業の取扱い

- 船員保険の福祉事業については、労働福祉事業及び雇用安定事業等（雇用安定事業、能力開発事業及び雇用福祉事業。以下同じ。）の枠組みの中で実施できる事業は、それぞれの事業として実施すべきである。

その際、労働福祉事業及び雇用安定事業等については、現在、行政改革推進法等を踏まえ、徹底的な見直しを行っているところであることから、船員保険の福祉事業として行われている事業についても、その必要性、効率性等を精査すべきである。

また、これら以外の事業であって、船員労働の特殊性を踏まえて維持することが適当な事業及び医療保険の保険者として実施することが必要な事業については、新船員保険の福祉事業として実施すべきである。なお、船員保険の福祉施設については、引き続き整理合理化を図ることが必要である。

第3 具体的な見直しの方向

I 適用範囲

1 労災保険の適用範囲

(1) 総論

- 現行制度では、船員保険においては、船員法で規定する船員を被保険者とする一方、労災保険においては、船員保険の被保険者は適用除外としている。
- 船員保険の職務上疾病・年金部門を労災保険に統合するに当たっては、以下の理由により、船員保険の被保険者は全て労災保険の適用対象とするべきである。
 - ・ 労災保険への統合に伴い、これまで船員保険の被保険者のうち職務上疾病・年金部門が適用されていた船員について、適用されなくなる者が生ず

ることは社会保障の後退となりかねないこと。

- ・ 新船員保険からは、船員法で規定する船員に対して引き続き労働災害（職務上及び通勤の事由による災害をいう。以下同じ。）に係る上乗せ給付をする予定であるが、新船員保険と労災保険の適用範囲が異なる場合には、新船員保険の労働災害に係る上乗せ給付部分のみ支給されて労災保険の給付部分は支給されないようなケース等が生ずること。

(2) 各論

（ＦＯＣ（便宜置籍）船に乗り組む日本人船員）

- ＦＯＣ船（日本法人が支配する船舶であって、船籍は外国船籍であるもの。以下同じ。）に乗り組む日本人船員については、地方運輸局において船員法の規定による予備船員として認定を行うことにより、船員保険の被保険者としている。

また、船員職業安定法（昭和２３年法律第１３０号）の規定により船員法第１条第１項に規定する船舶以外の船舶（以下「外国船舶」という。）に派遣される派遣船員は予備船員と、船員派遣元事業主を船舶所有者に関する規定の適用を受ける者とみなして、船員保険法の適用の対象としている。

一方、外国で就労する者に対する労災保険の取扱いは、転勤、在籍出向、移籍出向等派遣の形態には関係なく、日本国内にある派遣元の事業の事業主の命で海外の派遣先の事業に従事し、その派遣先の事業との間に現実の労働関係を持つ限りにおいて、特別加入者として加入することが可能である。また、海外出張の場合は、所属する国内の事業場の労働者として、給付を受けることが可能である。

- ＦＯＣ船に乗り組む日本人船員であって予備船員としての認定を受けた者及び船員職業安定法の規定により外国船舶に派遣される派遣船員で予備船員とみなされた者については、これまで船員保険の強制適用の被保険者であったことを踏まえ、労災保険の強制適用の対象とすべきである。

（マルシップに乗り組む日本人船員）

- マルシップ（日本籍船であって、海外貸渡し方式により外国法人が外国人船員の配乗を行っているもの。以下同じ。）に乗り組む日本人船員については、船員法で規定する船員であり、雇用主である船舶所有者は、原則、日本法人である。

日本法人と雇用契約を締結し、給料等が当該法人から支給され、マルシップに乗り組むため地方運輸局へ雇入契約の届出がなされている日本人船員については、船員保険の被保険者となることとされている。しかし、雇用主

である船舶所有者が外国法人となる場合は、本来であれば船員保険の被保険者となるべき者であるが、雇用主である船舶所有者が外国法人であることから、適用としていない。

一方、労災保険においては、日本国内にある日本法人の使用人と雇用関係を結んでいる労働者に対して給付を行うこととされている。

- したがって、労災保険への統合後においても、マルシップに乗り組む日本人船員については、日本法人との雇用関係が継続している場合には、これまでと同様の取扱いとすべきである。

(事業主と同居する親族)

- 同居の親族のみを使用する船舶(家族船)については、船員法の労働関係規定が適用とならないことから、船舶所有者及び同居する親族については船員保険の被保険者とはしていないところである。ただし、同居の親族以外の者が乗り組む場合には、同居の家族船員(当該同居の親族以外の労働者と同様の就労実態を有し、賃金もこれに応じて支払われている等一定の要件を満たす場合)も含め、すべての乗り組む者に対して船員法が全面的に適用され、船員保険の被保険者となる。

- 労災保険においても、同居の親族のみを使用する事業の事業主と同居している親族については労働基準法の適用とはならない取扱いであり、当該事業については労災保険についても適用事業とはならない。ただし、同居の親族以外の者も雇用される場合には、同居の親族(当該同居の親族以外の労働者と同様の就労実態を有し、賃金もこれに応じて支払われている等一定の要件を満たす場合)も含め、労災保険の対象となり、その事業は労災保険の適用事業となる。

したがって、事業主と同居する親族の取扱いについては、船員保険と労災保険とで違いはないことから、労災保険への統合後においても、現行の船員保険の取扱いと同様となる。

(5人未満の船員を雇用する船舶所有者の漁船に乗り組む船員)

- 船員保険においては、船員を1人でも使用する船舶所有者は適用対象となっている。
- 一方、労災保険においては、農林水産の事業で常時5人未満の労働者を雇用する個人事業については暫定任意適用事業とされ、使用されている労働者の過半数の希望がなければ必ずしも加入申請しなくてもよいこととなっている。

- これまで船員保険において強制適用の対象とされてきた船員に関し、労災保険への統合後に適用されなくなる者が生ずることを避けるため、5人未満の船員を雇用する船舶所有者の漁船に乗り組む船員に係る事業については、強制適用の対象とすべきである。

II 徴収

- （中略）労災保険及び雇用保険への統合後は、賃金総額に保険料を賦課している一般労働者との均衡を考慮し、賃金総額を保険料賦課の基礎とすることが適当である。

III 給付

1 労災保険の給付

(1) 総論

- 船員保険の職務上疾病・年金部門の給付については、労災保険の給付に相当する部分は統合後の労災保険から給付するとともに、それ以外の部分は新船員保険から引き続き給付することとし、例えば以下のような取扱いをすることが適当である。
- ・ 介護料については、同趣旨で同程度の給付である介護（補償）給付を労災保険から支給し、新船員保険からは特段の給付は行わない。
 - ・ 行方不明手当金は、労災保険では同趣旨の給付はないため、引き続き新船員保険から給付する。
 - ・ 職務上の事由による傷病手当金は、同趣旨の給付である休業（補償）給付を労災保険から行うとともに、現在、1月目から4月目までの間、労災保険の給付水準を超えて船員保険から給付されている部分については、新船員保険から上乗せとしての給付を行う。
- 船員保険の職務上疾病・年金部門の給付であって、被保険者が傷病や障害を負った場合の所得保障であるもの等については、現行制度では、標準報酬月額を基礎としてその支給額を決定しているところであるが、統合後は、労災保険から給付するものについては、一般労働者との均衡を考慮し、労災保険で用いられている給付基礎日額を基礎としてその支給額を決定することとすべきである。

- ただし、給付基礎日額の算定に当たっては、船員の賃金が乗船時と下船時で大きく変動することが多い点を踏まえ、傷病等の場合の被保険者の生活の安定が図られるよう、必要に応じ、船員について算定の特例を設け、支給水準の平準化を図るべきである。

- 現行の職務上疾病・年金部門の給付については、労災保険から給付されるものと新船員保険から給付されるものとに区分されることとなるが、給付の請求に当たっての利便性を確保するため、労災保険の給付申請を受理する労働基準監督署及び新船員保険の給付申請を受理する機関における連携について検討すべきである。

(2) 各論

(通勤災害の範囲)

- 通勤災害の範囲については、船員保険法と労災保険法とで法令上の差異は生じていないが、船員の場合には陸上労働者と比べ特殊な勤務形態があることから、統合後の取扱いについても、現在の運用を踏まえて検討する必要がある。

(障害認定)

- 障害認定基準については、現在でも船員保険と労災保険で一致しているため、船員保険の職務上疾病・年金部門を労災保険に統合し、職務上の障害年金等を労災保険から給付する場合にも船員に係る例外措置は必要ない。

(労務不能の認定)

- 休業補償を行う際の労務不能の認定については、船員保険においては、被保険者であった者の従前の職種に要求されると同程度の労務に耐え得るかを基準としている。一方、労災保険においては、従前の職種の労働をすることができない場合のみではなく、一般に労働不能であることが基準とされている。労災保険での取扱いに合わせるものが原則とはなるが、船員労働の特殊性も考慮し、検討する必要がある。

(障害厚生年金等が支給される場合の支給停止)

- 障害厚生年金、障害基礎年金、遺族厚生年金及び遺族基礎年金が支給される場合、船員保険の傷病手当金、障害年金及び遺族年金について支給停止される割合は、労災保険の休業（補償）給付、障害（補償）年金、傷病（補償）年金及び遺族（補償）年金について支給停止される割合よりも高いが、支給停止の割合はそれぞれの給付の支給実績に応じて算出されていることから、

統合後は、労災保険における取扱いに合わせることが適当である。

(遺族年金等の受給資格者)

- 船員保険の遺族年金等と比べ、労災保険の遺族（補償）年金等の受給資格者の範囲は基本的に同等又はより広く認められているが、船員について一般の労働者と差を設けるべき理由もないと考えられることから、統合後は、労災保険の取扱いに合わせるべきである。

4 新船員保険の職務上特別給付部門の給付

(1) 総論

- 船員保険における職務上疾病・年金部門の給付については、労災保険の給付に相当する部分は労災保険から支給するとともに、それ以外の部分は、職務上特別給付部門として新船員保険から引き続き支給することを原則とすべきである。

IV 福祉事業

船員保険の福祉事業については、労災保険における労働福祉事業及び雇用保険における雇用安定事業等との整合性を図ることを基本とし、労働福祉事業又は雇用安定事業等の枠組みで実施することができる事業については、それぞれの事業として実施することが適当である。その際、労働福祉事業及び雇用安定事業等については、現在、行政改革推進法等を踏まえ、徹底的な見直しを行っているところであることから、船員保険の福祉事業として行われている事業についても、その必要性、効率性等を精査すべきである。また、これら以外の事業については、事業内容を精査した上で、船員労働の特殊性を踏まえて維持することが適当な事業及び医療保険の保険者として実施することが必要な事業については、引き続き新船員保険の福祉事業として実施すべきである。

1 労災保険の労働福祉事業

- 労働福祉事業においては、労災保険の適用事業に係る労働者及びその遺族を対象に福祉の増進を図るための事業を実施しているが、統合後は船員についても労災保険の給付対象となることから、船員及びその遺族についても労働福祉事業の対象とする必要がある。
- 船員保険の福祉事業で実施している以下の事業については、労働福祉事業に

において同様又は類似の事業が実施されていることから、その必要性を精査し、労働福祉事業の枠組みの中で実施することとすべきである。

（就学援護費の支給）

- 就学援護費の支給については、労働福祉事業において同様の事業が実施されており、船員及びその遺族に対する当該事業については、労災保険への統合後は労働福祉事業として実施することが適当である。

（整形外科療養の実施）

- 整形外科療養の実施についても、労働福祉事業において同様の事業が実施されており、船員に対する当該事業については、労災保険への統合後は労働福祉事業として実施することが適当である。

（未払賃金の立替払事業の実施）

- 未払賃金立替払事業は、賃金の支払の確保等に関する法律に基づく事業であるが、統合後も同法に基づく事業として労働者健康福祉機構において実施する。なお、船員については特例が設けられ、事実上の倒産の認定、未払賃金の額の確認等について、地方運輸局長に権限が付与されているが、これらについては、監督機関からの本来的な使用者責任の追及と相まって立替払業務が行われることが事業の健全な運営を図る上で必要不可欠であることから、労災保険統合後も引き続き地方運輸局において実施することが適当である。

（健康管理手帳制度の実施）

- がんその他の重度の健康障害を生じるおそれのある業務に従事していた者に係る健康管理手帳の交付については、船員以外の労働者に対しては労働安全衛生法に基づく事業として都道府県労働局が実施しているが、船員に対しては国土交通省が手帳の交付を、社会保険庁が船員保険の福祉事業として無料健康診断を実施している。労災保険への統合後においては、手帳の交付要件等における船員以外の労働者との均衡を考慮しつつ、引き続き国土交通省において手帳の交付を行うこととし、無料健康診断については労災保険の労働福祉事業として実施することが適当である。

（船員災害防止対策事業の実施）

- 船員災害の防止に関する活動を行っている船員災害防止協会*への補助事業については、建設業、港湾業、陸上貨物業、林業、鉱業と同様に、災害が多く発生していること、船員の作業環境・内容や災害防止対策が特殊であること等を踏まえると、船員に着目した安全衛生対策の実施がひいては全体の労災保険給付の抑制にも資するものと考えられることから、労働福祉事業として実施す